

【ひとり親と寡婦控除が適用される要件のフロー図】

【改正前】

【改正後】

未婚のひとり親
寡婦(夫)または特別の寡婦に該当しない。

寡婦
以下のいずれかに該当する。
①夫と死別又は夫が生死不明の方で前年の合計所得金額が500万円以下である。
②夫と死別、離婚または夫が生死不明で、扶養親族また生計を一にする子(総所得金額等が38万円以下)を有する。

(控除額)
所得税 27万円
市・県民税 26万円

寡夫
以下のすべてに該当する。
①妻と死別又は妻が生死不明の方で前年の合計所得金額が500万円以下である。
②生計を一にする子(総所得金額等が38万円以下)を有する。

(控除額)
所得税 27万円
市・県民税 26万円

特別の寡婦
寡婦のうち扶養親族である子を有し、前年の合計所得金額が500万円以下である。

(控除額)
所得税 35万円
市・県民税 30万円

以下のすべてに該当する。
①同一生計の子(総所得金額等が48万円以下)を有する。
②前年の合計所得が500万円以下である。
③事実婚状態ではない。

以下のすべてに該当する。
①前年の合計所得が500万円以下である。
②事実婚状態ではない。

同一生計の子(総所得金額等が48万円以下)を有する。

事実婚状態ではない。

はい
いいえ
はい
いいえ
はい
いいえ
はい
いいえ

ひとり親
(控除額)
所得税 35万円
市・県民税 30万円

非該当

ひとり親
(控除額)
所得税 35万円
市・県民税 30万円

寡婦
(控除額)
所得税 27万円
市・県民税 26万円

非該当

ひとり親
(控除額)
所得税 35万円
市・県民税 30万円

非該当